

発議第2号

「後期高齢者医療制度に関する意見書」について

上記の件について、別紙のとおり滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合議会規則第1号）第15条の規定により、提出する。

平成21年11月25日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長

中嶋武嗣様

提出者 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 富士谷英正
岩根博之

賛成者 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 佐藤 賢
松田 一義
川島 信也
橋川 渉
山田 宏
國松 正一
中嶋 武嗣
山仲 善彰

賛成者 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員

西川 喜代治
西澤 久夫
泉 峰一
大林 宏
岡村 明雄
竹山 秀雄
宇野 一雄
伊藤 定勉
久保 久良
山内 健次
南部 厚志
田中 久二
二矢 秀雄
熊谷 定義

後期高齢者医療制度に関する意見書

後期高齢者医療制度の運営にあたっては、今まで、市町と広域連合との緊密な連携のもと、懸命の努力を積み重ねてきたところであり、また、国においても、様々な改善策が講じられたことによって、制度の定着と安定が図られてきた。

この度、本県において、高齢者の方々を対象に広域連合と26市町が共同で行った「健康と医療に関する高齢者意識調査」においても、「現行制度の維持」又は「現行制度を修正のうえ、制度の骨格を維持」するという意見が多数を占めているところである。

こうした中、去る9月に民主党を中心とする新政権が発足し、平成24年度末をもって現行制度を廃止すると表明され、廃止後の新たな制度の具体的なあり方について検討を行うため、「高齢者医療制度改革会議」が設置され、「地域保険としての一元的運用」の第一段階として新たな制度を構築するとし、年齢で区分することの解消や、国保の広域化につながる見直しを行うなど、基本的な考え方が示されたところである。

今後、国において、同改革会議での検討結果を踏まえ、新たな制度を検討されることとなるが、社会保障制度全体を見据えた中での医療保険制度の構築について、慎重かつ十分な議論が重ねられることを強く求め、国会及び関係行政庁に対し、次の事項を要望する。

- 1 将来にわたり国民皆保険制度を堅持するため、高齢者と現役世代の負担の明確性、都道府県単位による保険料負担の公平性、財政基盤の安定性など、現行制度の根幹を必ず維持すること。
- 2 今後の制度の検討にあたっては、必要となる財源を確保するとともに国や都道府県の責任と役割を明確なものとし、広域連合や市町など現場の実態を踏まえた意見を十分に活かして、将来を見据えた持続可能な制度の構築を図ること。
- 3 新たな制度について、国の責任において国民に対して説明を徹底し、被保険者をはじめ、医療機関、広域連合、市町等の現場に混乱が生じないように十分に配慮するとともに、新たな費用が生じる場合には、その全額を国が負担すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年11月25日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長 中嶋 武嗣

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣